

下松市立地適正化計画

【届出の手引き】

令和6（2024）年3月

《 目 次 》

序章 立地適正化計画の目的	1
第1章 届出制度の概要	2
(1) はじめに	2
(2) 留意事項	3
第2章 居住促進区域に関する届出	4
第3章 都市機能誘導区域に関する届出	6
(1) 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発行為・建築等行為	7
(2) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休止・廃止	9
第4章 居住促進区域・都市機能誘導区域の範囲	10
(1) 居住促進区域	10
(2) 都市機能誘導区域	11
第5章 参考資料	12
(1) 届出制度に関するQ&A	12
(2) 届出様式の記入例	14

序章 立地適正化計画の目的

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって健康で快適な、安心できる生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉・商業等の施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

本市では、将来的に人口が減少に転じることが予測される中で、安全・安心に暮らせる持続可能な都市づくりを進めるため、これまで都市計画の中で明確には位置づけられてこなかった各種の都市機能に着目し、これらを都市計画の中に位置づけ、その「魅力」を活かすことによって、居住を「促進」または都市の活動を「誘導」する新たな仕組みとして、『下松市立地適正化計画』を策定しました。

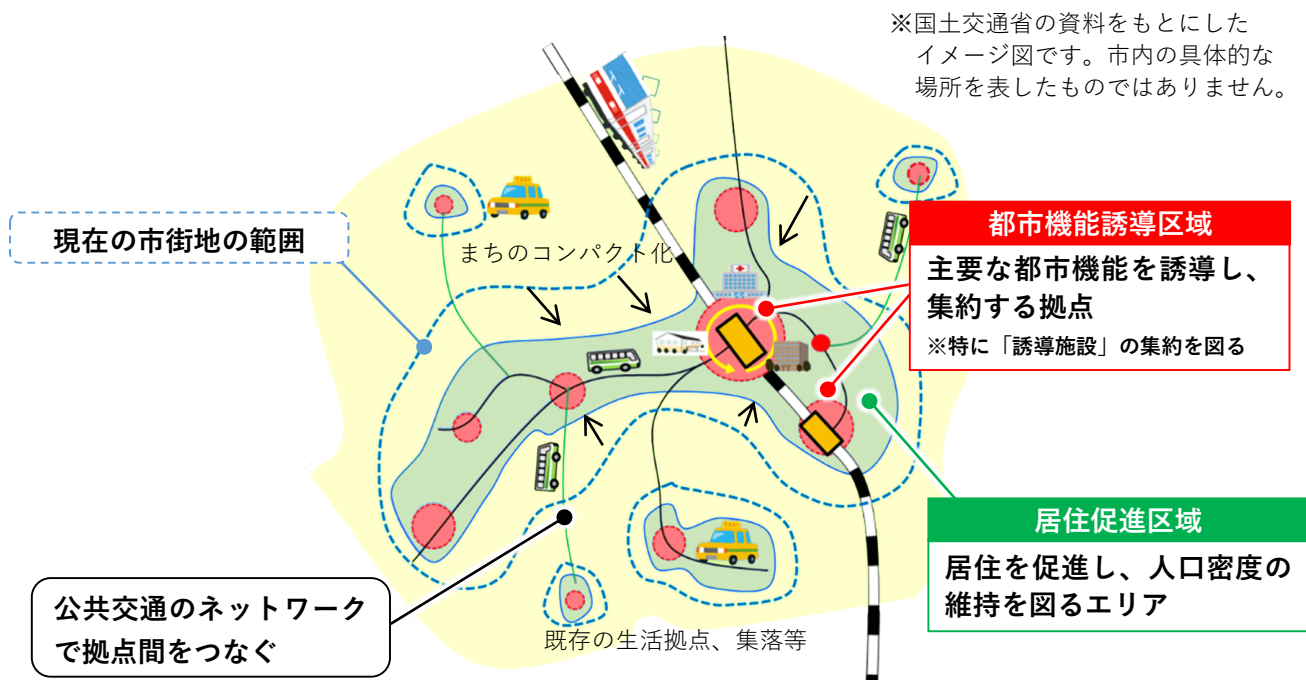
本計画では、以下のような区域と施設を設定しています。

●居住促進区域

「**居住促進区域**」は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を促進すべき区域です。

●都市機能誘導区域と誘導施設

「**都市機能誘導区域**」は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、特に集約を図る具体的な施設を「**誘導施設**」として定めています。



区域のイメージ図

第1章 届出制度の概要

(1) はじめに

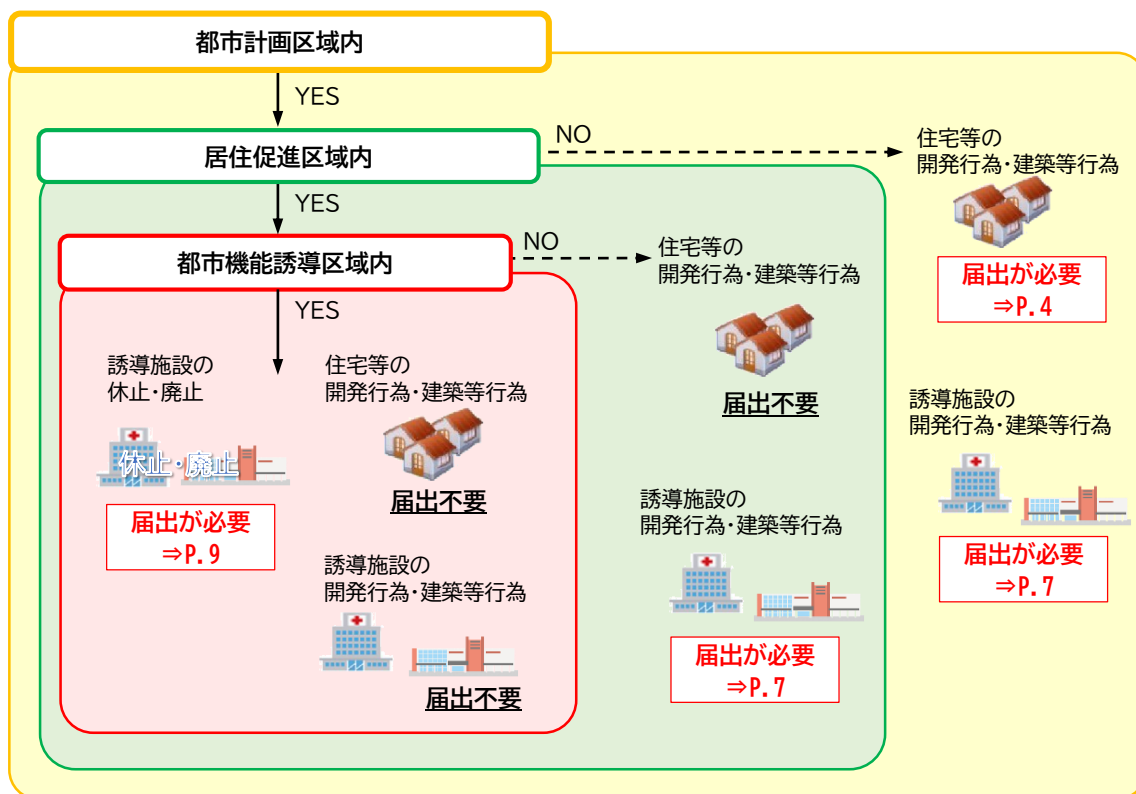
「下松市立地適正化計画」の策定に伴い、都市計画区域内において一定基準以上の下記の行為を行う場合は、事前に届出をすることが法的に義務付けられます。(都市再生特別措置法第88条・108条・108条の2)

この届出制度は、都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備または休止・廃止、居住促進区域外における住宅開発等の動向について市が事前に把握し、必要な対応を検討することを目的としています。

● 都市計画区域内において届出をすることが義務付けられている行為

- ・ 居住促進区域外における住宅等の開発行為・建築等行為 ➤ 詳細はP.4
- ・ 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発行為・建築等行為 ➤ 詳細はP.7
- ・ 都市機能誘導区域内における誘導施設の休止・廃止 ➤ 詳細はP.9

※誘導施設の詳細については、P.6をご参照ください。



※上図は、病院、大型商業施設が誘導施設に設定されている場合の例です



(2) 留意事項

● 罰則規定

規定の届出をせず、または虚偽の届出をして開発行為等を行った場合には、30万円以下の罰金が科されることがあります。(都市再生特別措置法 第130条)

● 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

法律上の罰則規定があることから、届出義務を知らずに宅地または建物を購入等した場合には、不測の損害を被る可能性があります。そこで、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において、届出義務に関する規定を説明しなければならないこととされています。(宅地建物取引業法 第35条、同法施行令第3条)






● 届出の提出先： 下松市建設部 都市政策課 都市計画係 (TEL：0833-45-1861)

● 提出部数： 1部

第2章 居住促進区域に関する届出

●届出の対象となる行為及び必要な届出書類

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定により、都市計画区域内のうち居住促進区域外における以下の行為が対象となります。

開発行為	建築等行為
<p>(1) <u>3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</u></p> <p style="text-align: center;">届出 </p> <p>(2) <u>1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000m²以上のもの</u></p> <p style="text-align: center;">届出 </p> <hr style="border-top: 1px dashed green;"/> <p>※上記に当てはまらない例 2戸の住宅の建築を目的とする 800m²の開発行為</p> <p style="text-align: center;">届出不要 </p>	<p>(1) <u>3戸以上の住宅を新築しようとする場合</u></p> <p>(2) <u>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</u></p> <p style="text-align: center;">届出 </p> <hr style="border-top: 1px dashed orange;"/> <p>※上記に当てはまらない例 1戸の建築行為</p> <p style="text-align: center;">届出不要 </p>
<p>[必要書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆届出書（様式第 1 号） ◆添付図書 <ol style="list-style-type: none"> a. 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上） b. 設計図（縮尺 100 分の 1 以上） c. その他参考となる事項を記載した図書 	<p>[必要書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆届出書（様式第 2 号） ◆添付図書 <ol style="list-style-type: none"> a. 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上） b. 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上） c. その他参考となる事項を記載した図書
<p style="text-align: center; border: 1px solid blue; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto 10px auto;">届出内容の変更</p> <p>[必要書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆届出書（様式第 3 号） ◆添付図書 上記の添付図書 a. ～c. と同様 	

《届出の対象外となる行為》

都市再生特別措置法（第88条第1項）及び都市再生特別措置法施行令（第34条、第35条）の規定により、以下の行為については届出が不要です。

- ・住宅等で、仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・同上の住宅等の新築
- ・建築物を改築し、又はその用途を変更して同上の住宅等とする行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

●届出対象区域の判定

具体的な居住促進区域の範囲については、P.10 をご参照ください。また、詳細な図面は下松市建設部 都市政策課 都市計画係にて閲覧可能です。

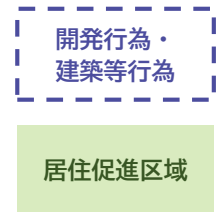
- 開発行為・建築等行為の全てが居住促進区域内の場合

⇒届出は不要です。



- 開発行為・建築等行為の一部が居住促進区域外の場合

⇒届出が必要です。



●届出の時期

開発行為・建築等行為に**着手する日の30日前まで**に提出してください。

住宅の開発・建築等の動向を早期に把握することが届出の主旨であるため、できる限り、開発許可申請及び建築確認申請等を行う前に、届出を提出してください。

●届出書の様式

下松市建設部 都市政策課 都市計画係にて配布しているほか、下松市ホームページからダウンロード可能です。記入例は、P.15～P.17 をご参照ください。

<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/toshiseibi/ricchitekiseikakeikaku-todokede.html>

または

検索

下松市立地適正化計画 届出



第3章 都市機能誘導区域に関する届出

●届出対象となる施設

届出対象となる施設（誘導施設）は以下のとおりです。○印の施設は、各拠点の都市機能誘導区域内での開発・建築等行為については届出が不要ですが、休止・廃止の場合には届出が必要となります。

分類	誘導施設	定義等	都市機能誘導区域	
			中心拠点	医療・福祉拠点
行政	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する「市役所」	○	—
	警察署	警察法第53条第1項に規定する「警察署」	○	—
	国・県の出先機関	—	○	—
商業	大規模小売店舗 (店舗面積1,000㎡以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店」の、同条第1項に規定する床面積が1,000㎡を超える建物	○	—
医療・保健	病院	医療法第1条の5第1項に規定する「病院」	○	○
	保健センター	地域保健法第18条第1項に規定する「保健センター」	○	—
福祉	福祉センター	社会福祉法第109条に規定する社会福祉協議会が管理する施設	○	—
	老人福祉センター	老人福祉法第20条の7に規定する「老人福祉センター」	○	—
子育て	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を行う施設	○	—
教育	専門学校等	学校教育法第124条に規定する「専修学校」	○	—
	高校	学校教育法第50条第に規定する「高等学校」	○	—
文化交流	地域交流センター	都市再生整備計画関連事業ハンドブックの高次都市施設として定める「地域交流センター」	○	○
	映画館・劇場等	興行場法第1条第2項に規定する興行場営業を営む施設に該当するもの(スポーツを公衆に見せるものを除く)	○	—


※中心拠点、医療・福祉拠点の具体的なエリアはP.11をご参照ください。

(1) 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発行為・建築等行為

●届出の対象となる行為及び必要な届出書類

都市再生特別措置法第108条第1項の規定により、都市計画区域内のうち都市機能誘導区域外における以下の行為が対象となります。

なお、誘導施設はP.6に示される施設に限ります。

開発行為	建築等行為
<p>(1) 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為</p> 	<p>(1) 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</p> <p>(2) 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合</p> <p>(3) 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合</p>
<p>[必要書類]</p> <p>◆届出書（様式第4号）</p> <p>◆添付図書</p> <p>a. 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）</p> <p>b. 設計図（縮尺100分の1以上）</p> <p>c. その他参考となる事項を記載した図書</p>	<p>[必要書類]</p> <p>◆届出書（様式第5号）</p> <p>◆添付図書</p> <p>a. 敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）</p> <p>b. 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）</p> <p>c. その他参考となる事項を記載した図書</p>

届出内容の変更
<p>[必要書類]</p> <p>◆届出書（様式第6号）</p> <p>◆添付図書 上記の添付図書 a. ~c. と同様</p>

《届出の対象外となる行為》

都市再生特別措置法（第108条第1項）及び都市再生特別措置法施行令（第44条、第45条）の規定により、以下の行為については届出が不要です。

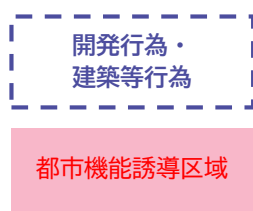
- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して、誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

●届出対象区域の判定

具体的な都市機能誘導区域の範囲については、P.11 をご参照ください。また、詳細な図面は下松市建設部 都市政策課 都市計画係にて閲覧可能です。

- 開発行為・建築等行為の一部が都市機能誘導区域内の場合

⇒届出は不要です。



●届出の時期

開発行為・建築等行為に着手する日の30日前までに提出してください。

誘導施設の開発・建築等の動向を早期に把握することが届出の主旨であるため、できる限り、開発許可申請及び建築確認申請等を行う前に、届出を提出してください。

●届出書の様式

下松市建設部 都市政策課 都市計画係にて配布しているほか、下松市ホームページからダウンロード可能です。記入例は、P.18～P.20 をご参照ください。

<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/toshiseibi/ricchitekiseikakeikaku-todokede.html>

または

検索

下松市立地適正化計画 届出



(2) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休止・廃止

●届出の対象となる行為及び必要な届出書類

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定により、**都市機能誘導区域内**において誘導施設を休止または廃止しようとする行為が対象となります。

なお、誘導施設は P.6 に示される施設に限ります。

誘導施設の休止・廃止

[必要書類]

◆届出書（様式第 7 号）

●届出の時期

誘導施設を**休止または廃止する日の 30 日前まで**に提出してください。

●届出書の様式

下松市建設部 都市政策課 都市計画係にて配布しているほか、下松市ホームページからダウンロード可能です。記入例は、P.21 をご参照ください。

<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/toshiseibi/ricchitekiseikakeikaku-todokede.html>

または

検索

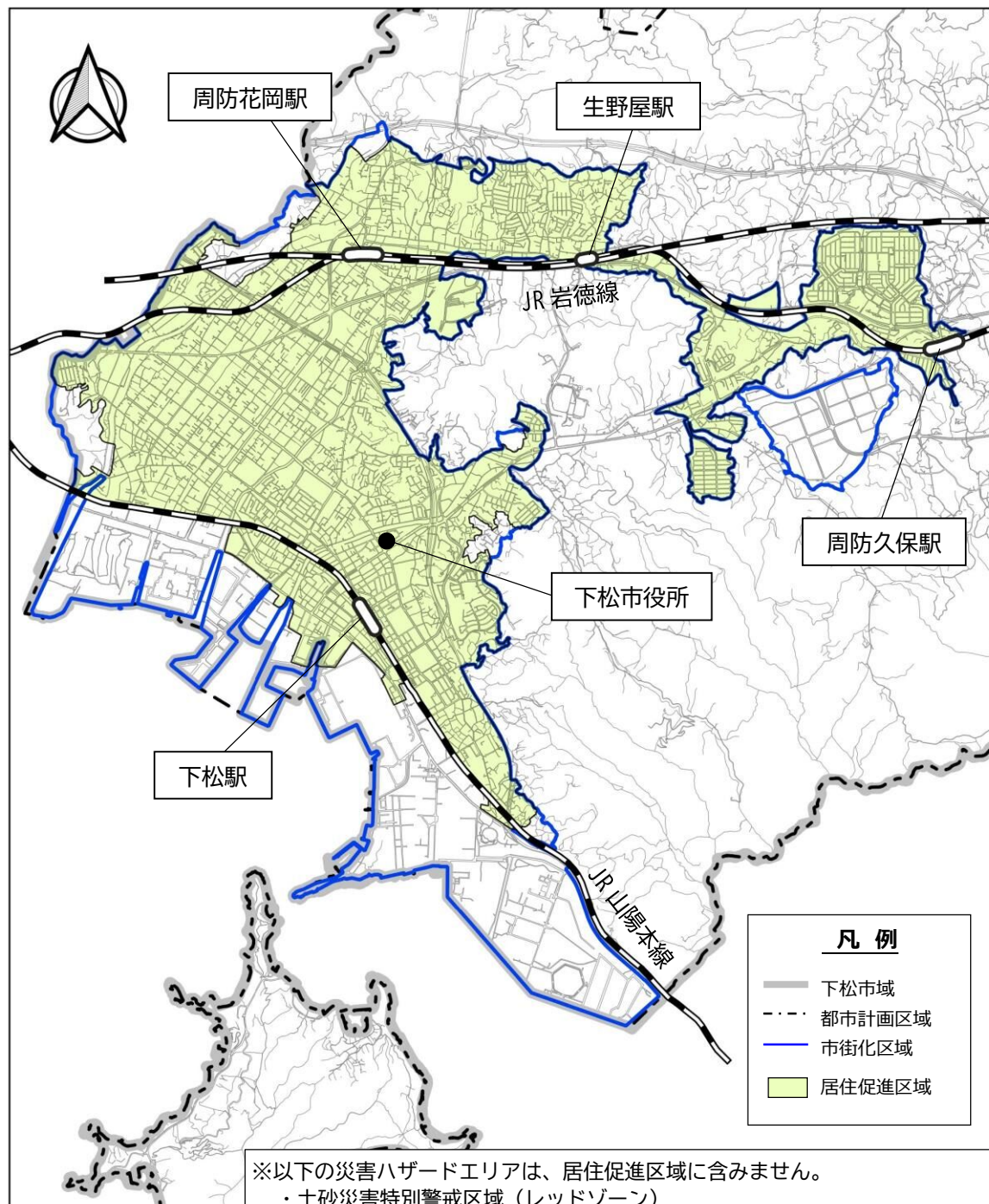
下松市立地適正化計画 届出



第4章 居住促進区域・都市機能誘導区域の範囲

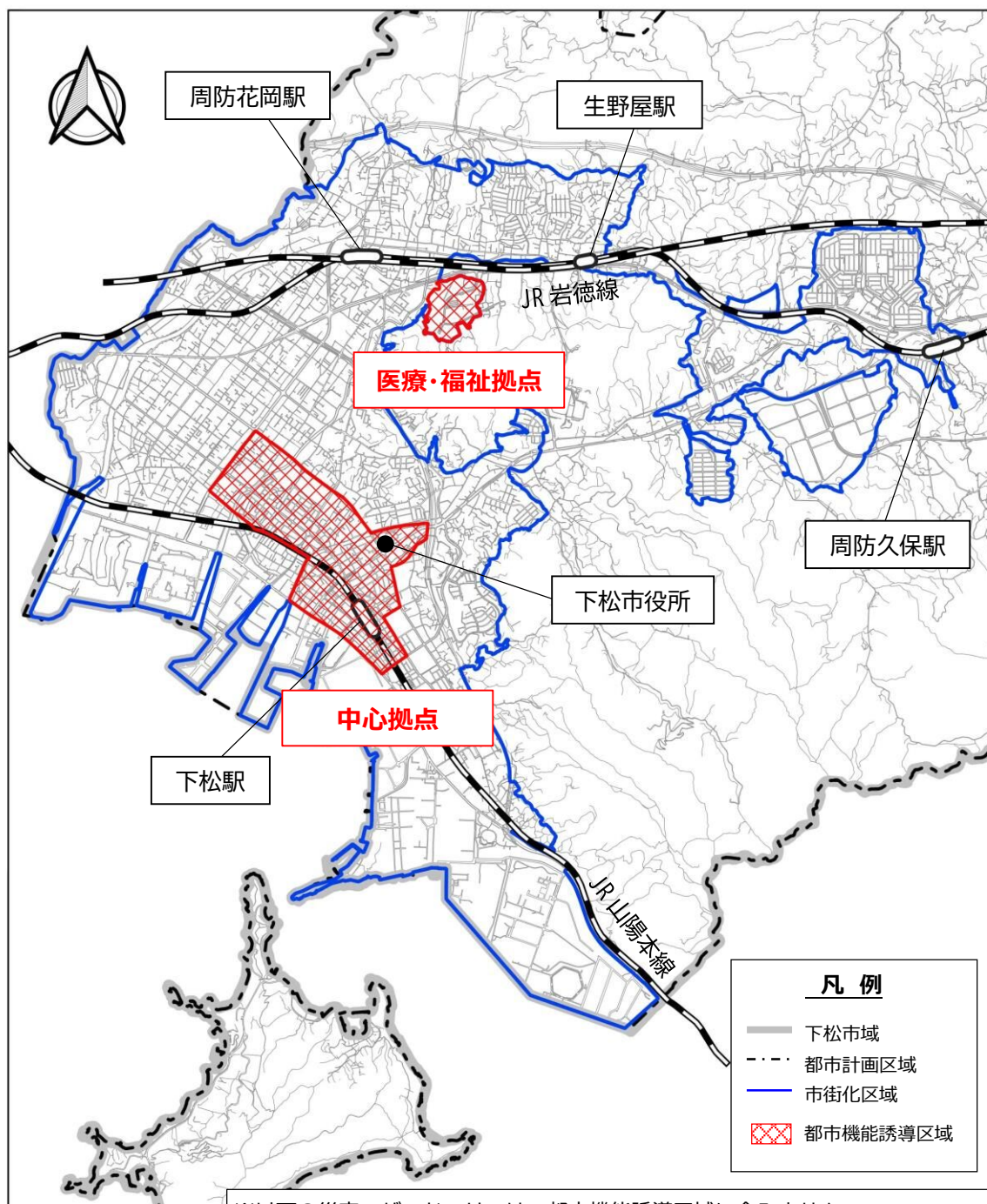
(1) 居住促進区域

本計画において定める居住促進区域の範囲は下図のとおりです。なお、詳細につきましては、下松市建設部 都市政策課 都市計画係へお問い合わせください。



(2) 都市機能誘導区域

本計画において定める都市機能誘導区域は下図の通りで、「中心拠点」と「医療・福祉拠点」の2ヶ所に設定しています。なお、詳細につきましては、下松市建設部 都市政策課 都市計画係へお問い合わせください。



第5章 参考資料

(1) 届出制度に関するQ&A

【制度全般について】

Q (質問)	A (回答)
届出制度とは何を目的とするものですか。	立地適正化計画の適切な運用に向け、住宅や誘導施設の立地動向を把握するとともに、本市のまちづくりの方向性を市民や事業者のみなさまに周知する機会として活用するためのものです。
届出により、開発や建築等行為の内容の変更を求められることがありますか。	立地適正化計画の目的上、支障がある場合には市が勧告をすることができることと定められており（都市再生特別措置法第 88 条第 3 項、第 108 条第 3 項）、必要と認める場合には内容の変更に向けた勧告を行います。
届出をしなかった場合の罰則はありますか。	居住促進区域外及び都市計画区域外に関する届出を行わなかった場合は、都市再生特別措置法第 130 条の規定により 30 万円以下の罰金が科される場合があります。
届出はいつから着手する行為に必要ですか。	下松市立地適正化計画の公表日（令和 6 年 3 月 31 日）以降に着手する場合は届出の対象となります。
立地適正化計画の公表時、すでに工事の着手予定日が決まっており、30 日前の届出ができない場合はどうすればよいですか。	着手日までにできるだけ早く届出をしてください。
届出をした事項に変更が生じた場合はどうすればよいですか。	変更に係る行為に着手する 30 日前までに、所定の様式により変更の届出をしてください。
届出の対象となる「住宅」とはどのようなものですか。	一戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。 ※サービス付き高齢者住宅や社宅等についても、実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは「住宅」として取り扱います。
届出の対象となる「開発行為」とはどのようなことですか。	都市計画法第 4 条第 12 項に基づき、主として建築物の建築または特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指します。
「着手」とはどのようなことですか。	開発行為については造成工事（切土・盛土等）、建築行為については建造物本体の基礎工事（杭工事がある場合はその時）を着手とみなします。 ※工事請負契約の締結、既設建築物の除却、地盤調査のための掘削等は着手とみなしません。
不動産取引において、届出制度に関する説明は必要ですか。	必要です。届出義務については、宅地建物取引業法第 35 条に基づく重要事項説明書への記載の対象となります。

【届出の要否について】

Q (質問)	A (回答)
届出対象区域内と区域外の両方を含む敷地の場合、届出は必要ですか。	住宅等の場合、敷地の一部でも居住促進区域外になっている場合は届出の対象となります。
開発行為を行った上で建築行為を行う場合、開発行為の前に届出をすればよいのですか。	開発行為、建築行為、それぞれの前に届出が必要です。
3戸以上の住宅を建て替え、従前と同様に3戸以上の住宅とする場合、届出は必要ですか。	改築や用途変更をした後の建築物が3戸以上の住宅となる場合は、届出が必要です。
3戸の建売住宅の着手日が同時でない場合も、届出は必要ですか。	届出が必要です。1戸目の着手予定日の30日前までに届出をしてください。
1つの建築物で、複数の誘導施設を有する建築物を建築する場合、届出はそれぞれ施設ごとに必要ですか。	誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1つで結構です。
建物の一部に誘導施設を含む複合施設の場合も届出が必要ですか。	建物の一部でも誘導施設を有する場合は届出の対象となります。
仮設建築物も届出の対象となりますか。	仮設建築物については届出の必要はありません。また、期間限定の催し等において一時的に誘導施設の利用となる場合も、届出の必要はありません。仮設のための開発行為についても同様です。

【届出書の記入・提出について】

Q (質問)	A (回答)
届出者は誰になりますか。	開発行為の場合は開発行為者となります。建築行為の場合は建築主となります。
代理人による届出はできますか。	委任状（任意様式）を提出することで可能です。
届出は何部必要ですか。	1部提出してください。控え等が必要な場合には2部提出していただき、1部は受付印を押印のうえ返却します。
届出書の地目、面積とは何に基づいて記入すればよいですか。	地目については登記簿に基づき、面積については実測に基づいて記入してください。
届出書の面積に、建築基準法による道路後退部分の面積は含まれますか。	含みます。ただし、既に道路として帰属されている部分については、面積に含みません。
開発許可申請や建築確認申請の提出との前後関係はどのようにすればよいですか。	法的な定めはありませんが、届出の主旨が立地場所の早期把握であることから、開発許可申請や建築確認申請等に先立つ届出をお願いします。

(2) 届出様式の記入例

●居住促進区域に関する届出

行為の種類	様式番号	参照ページ
開発行為	様式第1号	P.15
建築等行為	様式第2号	P.16
届出内容の変更	様式第3号	P.17

●都市機能誘導区域に関する届出

行為の種類	様式番号	参照ページ
開発行為	様式第4号	P.18
建築等行為	様式第5号	P.19
届出内容の変更	様式第6号	P.20
誘導施設の休廃止	様式第7号	P.21

届出の様式は下松市建設部 都市政策課 都市計画係にて配布しているほか、下松市ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/toshiseibi/ricchitekiseikakeikaku-todokede.html>

または

検索

下松市立地適正化計画 届出



記入例

様式第1号（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 ○年 ○月 ○日

下松市長 様

届出者住所 下松市○○111-1

氏名 ○○ ○○

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

工事の着手予定日の
30日前までに届出

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	地番まで記入 下松市 ○○555-5
	2 開発区域の面積	1,400 平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅 その他（ ）
	4 工事の着手予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日
	5 工事の完了予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) 5区画

注1 届出は、工事の着手予定年月日の30日前までに行うこと。

2 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

(1) 位置図（縮尺 1/1,000 以上）

※当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

(2) 設計図（縮尺 1/100 以上）

(3) その他参考となるべき事項を記載した図書

記入例

様式第2号（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

住宅を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

令和 ○年 ○月 ○日

下松市長 様

届出者住所 下松市○○111-1

氏名 ○○ ○○

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

着工予定日の
30日前までに届出

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 下松市 ○○555-5 (地 目) 宅地 (面 積) 1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途	一戸建ての住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅 その他 ()
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着工予定年月日) 令和 ○年 ○月 ○日 (完了予定年月日) 令和 ○年 ○月 ○日 (戸 数) 12 戸

注1 届出は、着工予定年月日の30日前までに行うこと。

2 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- (1) 位置図（縮尺 1/100 以上）
※敷地内における住宅等の位置を表示する図面
- (2) 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書

記入例

様式第3号（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

行為の変更届出書

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

下松市長 様

令和 ○年 ○月 ○日

届出者住所 下松市○○111-1

氏名 ○○ ○○

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

着手予定日の30日前までに届出

1 当初の届出年月日	令和 ○年 ○月 ○日
2 変更の内容	戸数の変更（12戸 → 10戸）
3 変更部分に係る行為の着手予定日	令和 ○年 ○月 ○日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	令和 ○年 ○月 ○日

注1 届出は、着手予定日の30日前までに行うこと。

2 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付書類】

- 開発行為を行う場合
 - (1) 位置図（縮尺 1/1,000 以上）
 - ※当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
 - (2) 設計図（縮尺 1/100 以上）
 - (3) その他参考となるべき事項を記載した図書
- 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合
 - (1) 位置図（縮尺 1/100 以上）
 - ※敷地内における住宅等の位置を表示する図面
 - (2) 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - (3) その他参考となるべき事項を記載した図書

記入例

様式第4号（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

下松市長 様

令和 ○年 ○月 ○日

届出者住所 下松市○○111-1

氏名 ○○ ○○

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

工事の着手予定日の
30日前までに届出

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	地番まで記入 下松市 ○○555-5
	2 開 発 区 域 の 面 積	5,000 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	※商業施設の場合 床面積の合計 4,000 平方メートル
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和 ○年 ○月 ○日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和 ○年 ○月 ○日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	

注1 届出は、着手予定年月日の30日前までに行うこと。

2 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- (1) 位置図（縮尺1/1,000以上）
※当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
- (2) 設計図（縮尺1/100以上）
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書

記入例

様式第5号（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、
誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。

令和 ○年 ○月 ○日

下松市長 様

届出者住所 下松市○○111-1

氏名 ○○ ○○

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

着工予定日の
30日前までに届出

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 下松市 ○○555-5 (地 目) 宅地 (面 積) 3,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	大規模小売店舗
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着工予定年月日) 令和 ○年 ○月 ○日 (完了予定年月日) 令和 ○年 ○月 ○日

注1 届出は、着工予定年月日の30日前までに行うこと。

2 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- (1) 位置図（縮尺 1/100 以上）
※敷地内における住宅等の位置を表示する図面
- (2) 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書

記入例

様式第6号（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

行為の変更届出書

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

下松市長 様

令和 ○年 ○月 ○日

届出者住所 下松市○○111-1

氏名 ○○ ○○

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

着手予定日の
30日前までに届出

1 当初の届出年月日	令和 ○年 ○月 ○日
2 変更の内容	面積の変更（ 300平方メートル → 400平方メートル ）
3 変更部分に係る行為の着手予定日	令和 ○年 ○月 ○日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	令和 ○年 ○月 ○日

注1 届出は、着手予定日の30日前までに行うこと。

2 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付書類】

○ 開発行為を行う場合

(1) 位置図（縮尺 1/1,000 以上）

※当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

(2) 設計図（縮尺 1/100 以上）

(3) その他参考となるべき事項を記載した図書

○ 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合

(1) 位置図（縮尺 1/100 以上）

※敷地内における建築物の位置を表示する図面

(2) 建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）

(3) その他参考となるべき事項を記載した図書

記入例

様式第7号（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

都市再生特別措置法第108条の2 第1項の規定に基づき、
 誘導施設の（ 休止 ・ **廃止** ）について、下記により届け出ます。

下松市長 様

令和 ○年 ○月 ○日

届出者住所 下松市○○111-1

氏名 ○○ ○○

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

休廃止予定日の
30日前までに届出

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地	(名 称) ○○○○ (用 途) ○○○○ (所在地) 下松市○○555-5
2 休止（廃止）しようとする年月日	令和 ○年 ○月 ○日
3 休止しようとする場合にあっては、その期間	令和 ○年 ○月 ○日 より 令和 ○年 ○月 ○日 まで
4 休止（廃止）に伴う措置	(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途 (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項 令和 ○年 ○月 ○日より除却開始予定

注1 届出は、休止（廃止）しようとする年月日の30日前までに行うこと。

注2 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

**下松市立地適正化計画
届出の手引き**

発行／下松市 建設部 都市政策課

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号
電話 0833-45-1861 FAX 0833-45-1830
<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/>